

直送済

令和5年（ワ）第408号 差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者機構日本

被告 山梨県知事長崎幸太郎

5

被告第5準備書面 (原告第2準備書面に対する反論)

令和7年1月30日

10

甲府地方裁判所 民事部 合議A係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 足立 格

15 被告は、本書面において、原告第2準備書面に対し、必要な範囲で、反論すると共に、被告の主張を補充する。

なお、原告第2準備書面第4の求釈明について、乙10を証拠提出する。

また、本書面で用いる略語は、従前の例による。

20 第1 原告第2準備書面第1の主張の誤り

1 「1 本件誓約書に署名等をした地域枠の志願者は、本件キャリア形成契約を締結しないという選択ができないこと」について

25 (1)ア 原告は、地域枠の志願者が本件キャリア形成契約書を締結しない場合に、出身高等学校に連絡が行く可能性があること、また、当該志願者に貸与された修

学資金及び利息の返還債務が免除されないことによって、「本件キャリア形成契約を締結する強制力が働く」と主張するが、失当である。

イ① 山梨県を含めた各都道府県において策定されるキャリア形成プログラムは、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とした医療法に基づく制度であり、高い公共性と公益性が認められる制度である。

だからこそ、医療法施行規則30条の33の17は、山梨県を含めた都道府県がキャリア形成プログラムを策定した場合には地域枠等医師に同プログラムを適用しなければならないと規定しており、また、国の同プログラム運用指針第1、2.(1)ウは、地域枠等医師がキャリア形成プログラムを満了するよう真摯に努力しなければならないと規定している。

このようなキャリア形成プログラムの趣旨に鑑み、国も、地域枠志願者・医師の離脱防止対策を講じている。たとえば、厚生労働省は、厚生労働省医道審議会医師分科会医師専門研修部会での審議等に基づき、臨床研修病院に対して、「都道府県や大学が従事要件からの離脱（注：地域枠からの離脱）を妥当なものと評価しているかの有無を十分に確認すること」、「県や大学がその地域枠の従事要件からの離脱を妥当なものと評価していない場合には、地域枠制度の趣旨や地域医療の安定的確保を尊重する観点に鑑み、臨床研修病院等が趣旨に反した採用をすることは望ましくないこと」などを明記して周知する通知（乙8）を発出し、更には、都道府県に対して、「従事要件等からの離脱者であって都道府県又は大学がその離脱を妥当なものと評価していない研修希望者を採用した場合」には補助金の全部又は一部を交付しない旨の通知（乙9）も発出しているのである。

② 山梨県のキャリア形成プログラムに基づく山梨県医師修学資金貸与制度（第二種）は、税金という公共の資金を原資として地域枠の志願者に対して修学資金を貸し付けるものであるところ、同修学資金等の返還債務は、一定

期間被告の指定する医療機関で医業に従事すれば当然に免除されることとされている。

若年者が多い地域枠の志願者が金融機関等から修学資金相当額を借り入れること自体困難である上、たとえ同額を借入れられたとしても金融機関等への利息を含めた返済債務が免除されることはまずないことからすれば、山梨県5
のキャリア形成プログラムに基づく山梨県医師修学資金貸与制度(第二種)は、医師への高い志を持ちつつも手許資金が必ずしも十分ではない地域枠の志願者にとって経済的に非常に有利な制度である。

何故、地域枠の志願者に対して、かように公共の資金を原資とした経済的に10
非常に有利な取扱いがなされるのか。それは、偏に、地域枠の志願者がキャリア形成プログラムを満了することにより、医師不足地域における医療に多大な貢献をし、医療法が趣旨とする「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立の実現に寄与するからである。

15 ③ 以上の、医療法に基づいて山梨県が策定したキャリア形成プログラムの趣旨はもちろん、前記のとおり、国を挙げて、臨床研修病院や都道府県に通知を発する等して、地域枠志願者・医師の離脱防止対策が講じられていることなどに鑑みれば、地域枠の志願者は、医師免許取得後、山梨県との間で本件キャリア形成契約書を締結することが前提とされていることは明らかである。

20 この前提からすれば、本件誓約書に署名押印した地域枠の志願者は、本件キャリア形成契約書を締結する(法的義務までではないものの)道義的義務はあるため、この前提に反する場合(同契約書を締結しない場合)には、出身高等学校(ただし、あくまでも、その志願者を推薦した出身高等学校である)に連絡が行く可能性があることは、制度上やむを得ない事項である。

25 また、山梨県医師修学資金貸与制度(第二種)も、この前提に基づいて設計されているから、この前提に反する場合(同契約書を締結しない場合)に

は、同制度に基づいて地域枠の志願者に貸与された修学資金及び利息の返還債務が免除されないことも、制度上やむを得ない事項である。

(2) 原告は、被告が「当該志願者が、同契約書への署名押印を望まない場合は、地域枠以外のルートで医学部に入学し直すという選択肢もある」と指摘したことに
5 対し、「医学部を卒業した後に、再度長い時間と高額のコストをかけて医学部に入学し直すなどというのはおよそ現実的ではなく、地域枠の志願者がそのような選択をすることは考えられない」と主張するが、誤導である。

上記の被告の指摘は、医学部に在学中の地域枠の志願者が、方針転換して、「地域枠以外のルートで医学部に入学し直す」ことが当然に可能であることを指摘したものであり（この場合、当該志願者が返還債務を負うのは、その時点までに貸付けを受けた修学資金元本（利息は発生しない）に限られ、「およそ現実的ではない」とは言えない）、原告の主張するように「医学部を卒業した」地域枠の志願者について指摘したものではない。

「医学部を卒業した」地域枠の志願者については、それまでに当該志願者に貸与された修学資金元本（利息は発生しない）の返還債務を負うことにはなるが、既に医学部を卒業しているため、医師免許を取得するために「再度長い時間と高額の費用をかけて医学部に入学し直す」必要はない。

2 「2 本件誓約書の法的拘束力について」について

20 地域枠の志願者は、本件誓約書に署名押印したとしても、本件キャリア形成契約書を締結する法的義務までは負わない。

これに対し、原告は、山梨県が本件キャリア形成「契約を拒否することは想定しておりません」と回答したことを殊更に強調するが、前記のとおり、医療法に基づいて山梨県が策定したキャリア形成プログラムの趣旨はもちろん、国を挙げて、臨床研修病院や都道府県に通知を発する等して、地域枠志願者・医師の離脱防止対策
25

が講じられていることなどに鑑みれば、キャリア形成プログラムにおいて、地域枠の志願者は、医師免許取得後、山梨県との間で本件キャリア形成契約書を締結することが前提とされているから、本件誓約書に署名押印した地域枠の志願者は、本件キャリア形成契約書を締結する道義的義務は負っており、上記の山梨県の回答はそのことを示したものに過ぎない。

また、原告は、「法的拘束力がないとするのであれば、原告は必ずしもそのことを争うことはしない」と主張しつつ、「法的拘束力があると解釈されうる外形的可能性がある以上、原告の請求が成り立たないということにはならない」と主張する。

しかし、「法的拘束力がない」、即ち、地域枠の志願者が本件誓約書を締結しただけでは本件キャリア形成契約書が締結されたことにはならないにも拘わらず、被告が地域枠の志願者に対し本件誓約書に基づき具体的な違約金の支払義務を生じさせることは法的に不可能であり、そのことは、原告の主張する「外形的可能性」なるものによって左右されない（なお、原告は、「将来的に被告が立場を転じて法的拘束力を主張することの懸念は残」と主張するが、そもそも「被告が立場を転じることはない上、仮にそのようなことがあれば、被告が（道義的義務を超えて）「法的拘束力を主張する」ことは、禁反言により許されないから、いずれにせよそのような「懸念」は残らない）。

第2 原告第2準備書面第2の主張の誤り

20

原告は縷々主張するが、甲5・第1、1. に明記されているとおり、本件キャリア形成契約書は、「医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ることを目的として」山梨県と医師免許を取得した地域枠医師との間で締結される契約である。

25

このように、（本件キャリア形成契約書の契約当事者である）医師免許を取得し

た地域枠医師は、個人ではあるものの、自らが医師として医業という専門的職業(「事業」に該当する)に従事するに当たっての能力開発及び向上を図るために本件キャリア形成契約書の契約当事者となっているから、「事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人」(消費者契約法2条2項)に該当することが明らかである。

第3 原告第2準備書面第3の主張の誤り

1 第1項について

10

原告の主張は、誤導である。以下、整理する。

まず、原告は、本件キャリア形成契約が無名契約であることは認めつつ、同契約は準委任契約の側面を有するから、民法651条が適用されると主張した(原告第1準備書面8頁)。

15

これに対し、被告は、本件キャリア形成契約が「準委任契約の側面を有する」としても、いずれにせよ、同契約は、民法651条の適用を排除している旨を主張した(被告第3準備書面5頁)。

20

これに対し、原告は、本件キャリア形成契約が「委任契約や準委任契約とならないわけではない」と主張するところ、問題は、本件キャリア形成契約に民法651条が適用されるかどうかであり(上記のとおり、原告自身がそのような問題設定をしている)、同契約が「委任契約や準委任契約」であるかどうかではない。

25

また、原告は、「中途解約の規定がないとしても、そのことが直ちに中途解約を許容しない趣旨であるともいえない」と主張するところ、被告は、本件キャリア形成契約書に「中途解約の規定がない」から直ちに同契約が「中途解約を許容しない趣旨である」とは主張していない。

すなわち、被告は、本件キャリア形成契約書について、

- ① 契約期間が明確に定められていること（1条1項）
- ② やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間がある場合には契約期間が同期間分延長されること（1条2項）
- ③ キャリア形成プログラムの満了が前提とされていること（3条）
- 5 ④ 「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなったと認められる場合」に違約金が発生するものとされており、当事者の中途解約の意思表示は違約金の発生要件とされていないこと（4条）
- ⑤ 中途解約に関する規定がないこと

から、少なくとも地域枠医師側からの中途解約を許容しない趣旨であると主張して
10 いるのであり、本件キャリア形成契約書に、「中途解約の規定がない」ことのみを
もって「中途解約を許容しない趣旨である」とは主張していない。

2 第2項について

15 本件キャリア形成契約書4条は、「キャリア形成プログラムを満了する見込みが
なくなったと認められる場合」、即ち、地域枠医師が債務不履行の意思を明確にし
たり地域枠医師による債務の履行が不能となった場合の違約金を定める条項であっ
て、地域枠医師からの「解約の申入れ」は要件とされていないことは文言上明らか
である。

20 これに対し、原告は、「地域枠医師が、本件キャリア形成契約から離脱するとの
意思を示したとすれば、それは解約の申入れの趣旨であるとみるのが自然である」
と主張する。

しかし、前記のとおり、本件キャリア形成契約は、少なくとも地域枠医師側から
の「解約の申入れ」（中途解約）を許容しない契約であり、そもそも地域枠医師か
25 ら同契約の「解約の申入れ」をすることはできないから、原告の主張は誤っている。

また、原告の主張する「地域枠医師が、本件キャリア形成契約から離脱するとの

意思を示した」ことは、要するに、地域枠医師が本件キャリア契約書に基づく債務を履行しない意思を明確にすること（債務不履行の意思を明確にすること）を意味するのであって、「解約の申入れ」を意味するものではないから、この点でも、原告の主張は誤っている。

5

3 第3項について

原告は、「地域枠医師が「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」ことと、被告に損害が生じることとの因果関係が認められない」と主張する。

10 しかし、医療過疎地域である山梨県の対象公的医療機関においては、キャリア形成プログラムを踏まえて計画を立て、離脱者が生じない前提でギリギリの医師人員配置を行っているのであり（乙1。だからこそ、前記のとおり、国を挙げて、臨床研修病院や都道府県に通知を発する等して、地域枠志願者・医師の離脱防止対策が講じられているのである）、地域枠医師が「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」ことにより、同プログラムからの想定外の離脱が生じれば、当然に、地域における医療提供機能が低下するため、被告として、代替医師の確保を初めとした措置をとる必要がある（乙4）から、「地域枠医師が「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなった」ことと山梨県に「損害が生じることとの因果関係」があることは明らかである。

20

第4 本件キャリア形成契約4条が消費者契約法10条に抵触しないことに関する主張の補充

以下のとおり、本件キャリア形成契約4条は、消費者契約法10条にも抵触しない。

25

1 消費者契約法10条の定め

消費者契約法10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」と規定する。

2 本件キャリア形成契約は消費者契約法10条の対象から除外されること

山梨県医師修学資金貸与制度（第二種）に基づいて地域枠の志願者に交付される修学資金の返還義務は、一定期間被告の指定する医療機関で医業に従事すれば当然に免除されることとされており（甲7・7条）、同制度は、医師を志す志願者にとって経済的に非常に有利な制度である。

本件キャリア形成契約は、このように志願者にとって経済的に非常に有利な制度である山梨県医師修学資金貸与制度（第二種）の適用を受けると引換えに当該志願者が遵守すべき事項、即ち、対価的な事項について定めたものであるため、本件キャリア形成契約は、「物品・権利・役務の価格・対価に関する条項」を定めたものに他ならず、そもそも消費者契約法10条の対象から除外される（乙6・152頁及び乙7・62頁参照）。

3 本件キャリア形成契約4条は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」ではないこと

前記のとおり、本件キャリア形成契約4条は、「キャリア形成プログラムを満了

する見込みがなくなると認められる場合」、即ち、地域枠医師が債務不履行の意思を明確にしたり地域枠医師による債務の履行が不能となった場合の違約金を定めている。

しかるに、地域枠医師が「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなつた」ことにより代替医師を確保するために山梨県に生じる損害の額は、少なくとも、
5 医師1名あたりで、750万円×キャリア形成プログラムの満了期間までの残余年数は下らない（しかも、本件キャリア形成契約4条の違約金の額は、地域枠医師が山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年93万6000円ずつ減額される）から、当該違約金の額は、地域枠医師が「キャリア形成プログラムを満了す
10 る見込みがなくなつた」ことにより山梨県に生じる損害の額を超えるものではない。

また、前記のとおり、本件キャリア形成契約に任意規定である民法651条は適用されない。仮に適用されるとしても、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなつた」、即ち、山梨県に不利な時期に同契約を解約したことになるから、
15 民法651条2項1号により、地域枠医師は、「キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなつた」ことにより山梨県に生じる損害を賠償しなければならないことになるところ、本件キャリア形成契約4条に定める違約金の額は、当該損害の額を超えるものではないことは、前記のとおりである。

したがって、本件キャリア形成契約4条は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」ではない。
20

4 本件キャリア形成契約4条は、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するもの」でもないこと

25 本件キャリア形成契約は、医療法に基づく「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立という

公共性・公益性が極めて高い目的のもとに定められたものであり、かつ、前記のとおり、志願者にとって経済的に非常に有利な制度である山梨県医師修学資金貸与制度(第二種)の適用を受けるための対価的な事項について定めたものであり、かつ、同契約4条は、特定機能病院や地域医療支援病院、公的医療機関、民間病院、医師会、市町村等の代表者で構成される地対協での協議と同意を踏まえて導入されたものである。さらに、国を挙げて、臨床研修病院や都道府県に通知を発する等して、地域枠志願者・医師の離脱防止対策が講じられてもいる。

そして、本件キャリア形成契約の内容は明確で志願者にとって理解しやすい上、志願者は同契約の内容を事前に確知して十分に吟味することもできる。

10 以上に鑑みれば、本件キャリア形成契約4条は、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」でもない(乙6・151頁参照)。

以上